

# 商工会NEWS

2025年 新春号

No.53

発行 南山城村商工会  
令和 7年 1月 1日  
京都府相楽郡南山城村北大河原久保13-3, 14-5  
TEL 0743-93-0100  
FAX 0743-93-0244  
<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



HP版不掲載

HP インスタ LINE



## 新年のご挨拶

南山城村商工会  
会長 大久保徳己

あけましておめでとうございます。今年も新しい年を迎えることができました。心よりお慶び申し上げます。

コロナ禍はすっかり影をひそめたものの、村の現状は厳しい状況が続いています。村内で少子高齢化がどんどん進行すると同時に、会員の皆様方からも、売上が伸びない、事業展開が難しいといった声をよくお聞きしています。

政治の世界では大きな変動がありました。自民党が少数与党となり、今までよりもいっそう、国民の声をていねいに聞いていかねばならないでしょう。石破総理は地方創生を大切にしておられますので、私たちの現状をくみとって、政策に反映させるような動きが期待できるかもしれません。

商工会としても、村長と協力し合って、皆様の事業をバックアップできるよう、予算確保するなど、態勢を整えています。国が新しい事業や政策を打ち出せばすみやかに対応していきます。経営支援員も熱意を持って状況を好転させるよう尽力しております。

故郷を持たない人々が多くなりました。私たちにはかけがえない故郷、南山城村があります。知恵を絞り、力を合わせて、村に明るい未来を築いていきましょう。



## 「地域経済の主役へ 南山城村商工会」

南山城村長 平沼和彦



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

南山城村長の平沼でございます。旧年中は、南山城村商工会の皆様には格別のご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本年も地域の発展と商工業の振興に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、地域経済の回復に向けた取り組みが少しずつ実を結び、地域の活性化に大きく貢献していただきましたこと、心より敬意を表します。

本年は、さらに地域一丸となって新しい挑戦を続け、持続可能な経済基盤の機構を目指してまいります。特に地域資源を生かした観光振興や新規事業の創出に力を入れ、南山城村の魅力を国内外に発信していくとともに、地域コミュニティの活性化と若い世代の育成にも力を注ぎ、未来に向けた持続可能な発展を目指してまいります。

結びに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げるとともに、本年も変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 「年頭にあって」

全国商工会連合会会長 森 義久



新年明けましておめでとうございます。令和7年の新春を迎えるにあたり、謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、国内大手企業を中心に業績回復基調となった一方で、地域の中小企業・小規模事業者からは、売上は上がっても仕入単価上昇に対する販売価格への転嫁が進まない、人手が足りないが雇える人が地域にいないという声も聞かれ、事業者の業種・業態によって好不況が分かれる厳しい状況が続きました。

本年も、いわゆる年収の壁や下請法に関する議論の活発化、生産性向上に向けた省力化投資、更には海外展開拡大並びに起業・創業や事業承継を通じた地方創生など、地域を支える中小企業・小規模事業者を取り巻く経済情勢は目まぐるしく変化することが予想されます。

商工会は地域に根差した唯一の総合経済団体として、その役割を発揮するとともに「会員あつての商工会」であることを改めて認識したうえで、引き続き、中小企業・小規模事業者の声を国等に届け、地域経済の根幹をなす中小企業・小規模事業者の支援と地方創生の実現を推進してまいります。

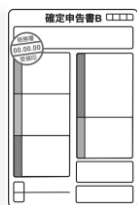
終わりに、全国の商工会員の皆様並びに関係各位にとりまして、本年が、巳年が意味する、中小企業・小規模事業者及び地域の「再生と復活」の一年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

全文は「J-VOICE」  
→





# 商工会からの大切なお知らせ



## 決算申告相談会

2月18日(火) / 27日(木) / 3月5日(水) / 10日(月)

[ 要予約 / 先着順 ] 詳細はこの商工会NEWS P.11 & 12をご参照ください



## 新春講演会 辻 愛沙子氏 クリエイター 「newszero」元水曜パートナー

1月24日(金) 15:30～ アスピアやましろ

申込不要 定員400名 詳細は同封チラシをご参照ください



## 創業セミナー 1月12日/19日/2月2日/16日

相楽BSC主催 全4回 日曜日9:00～16:00

木津川市商工会館2階 ・ 定員40名(申込締切済) ・ 受講料8,000円

本セミナーを受講することで、特定創業支援事業や開業・経営承継支援資金の認定を受けることができるようになります(他の要件も満たす必要あり)



## 南山城村商工会 プレミアム商品券

換金期限は令和7年1月31日(金)まで

なお、プレミアム商品券の使用期限は令和6年12月31日で終了しております  
店頭のものぼり一式は来年度まで事業所にて保存、ポスターは撤去処分をお願いいたします



## 労働保険料第三期納入は令和7年1月20日(月)まで

令和6年12月20日に労働保険事務組合員様宛に納入通知書を発送いたしました  
金額をお確かめの上、期日までに納付をお願いいたします

※第三期は納付額なしの事業所もございます

※窓口にて納付の場合は、釣り銭がでないようご協力をお願いいたします



## 各種補助金のご案内

NEWSで紹介していない全国の補助金・助成金情報など、中小企業向け施策が掲載されていますので、是非ご活用下さい!!

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>



## セキュリティ対策 は大丈夫ですか？

IPA独立行政法人情報処理推進機構のホームページ【<https://www.ipa.go.jp/>】に最新のウイルス攻撃被害やサイバーセキュリティ対策等が掲載されております  
年末年始など長期休暇明けは特に狙われやすい時期となっておりますので、注意点や対策できることなどをチェックしてみてください

## 近畿納税貯蓄組合総連合会長感謝状 授与



写真提供：宇治納税協会

### 大久保徳己氏へ 近畿納税貯蓄組合 総連合会長感謝状

11月15日(金)、リーガロイヤルホテル京都において宇治納税協会感謝状及び宇治納税貯蓄組合連合会長表彰状贈呈式・記念講演会が開催されました。

大久保徳己氏は平成21年に商工会長就任後、宇治納税協会理事及び宇治納税貯蓄組合連合会理事に就任。多年にわたり納税協会の組織の拡大及び育成にご尽力、また、税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、この度、**近畿納税貯蓄組合総連合会長感謝状**が贈られました。

## 京都府選出国會議員 と商工会長との懇談会

11月20日(水)、東京都内のホテルメトロポリタンエドモントにおいて京都府選出国會議員をお招きし、京都府内商工会長との懇親会が開催されました。

当会 大久保徳己会長が出席して、中小企業・小規模事業者への対策強化などについて意見交換を行いました。



## 補助金要望を南山城村長と南山城村議会へ



### 南山城村へ 補助金要望

12月2日（月）、大久保徳己会長が平沼和彦村長と廣尾正男副議長を訪問し、南山城村の深いご理解と格別のご配慮の中で、南山城村商工会育成補助金や、南山城村版知恵の経営ステップアップ補助金など小規模事業者等への手厚いご支援に対し御礼を申し上げるとともに、引き続き一層のご支援と助成を賜るよう要望書を手交しました。

## 西脇京都府知事 と商工会長との懇談会

12月17日（火）、都ホテル京都八条において西脇隆俊京都府知事をお招きし、京都府内商工会長との懇親会が開催されました。

当会 大久保徳己会長が出席して、地域を支える小規模事業者へのさらなる支援などについて意見交換を行いました。



# 事業報告

## 商工会全国大会

11月20日(水)～21日(木)、東京都NHKホールにて、第64回商工会全国大会が開催されました。

全国から約3,000名の来場者が集まった本大会には、石破茂内閣総理大臣からビデオメッセージでの挨拶が行われ、林芳正内閣官房長官、武藤容治経済産業大臣、笹川博義農林水産副大臣、加藤明良経済産業大臣政務官のほか、森山裕自由民主党幹事長、斉藤鉄夫公明党代表、野田佳彦立憲民主党代表、玉木雄一郎国民民主党代表、山下隆一中小企業庁長官や、国会議員、関係団体など多くの来賓を迎え、中小企業等のための大型経済対策の早期編成と実施・日本経済の起爆剤となる地方創生の推進・小規模企業対策費の継続・拡充などの要望が決議されました。

総理の祝福は首相官邸  
HPでご覧いただけます



## 第64回 商工会全国大会



商工会全国大会

HP版不掲載

HP版不掲載

HP版不掲載

HP版不掲載

## 女性部全国大会

令和6年10月23日(水)～24日(木)、三重県津市 三重県総合文化センターにて、第25回商工会女性部全国大会が開催されました。

表彰式、主張発表、また三重県に本社がある井村屋グループ(株)代表取締役会長 中島伸子氏の基調講演が開催され、参加者からはとても勉強になったとお声をいただきました。

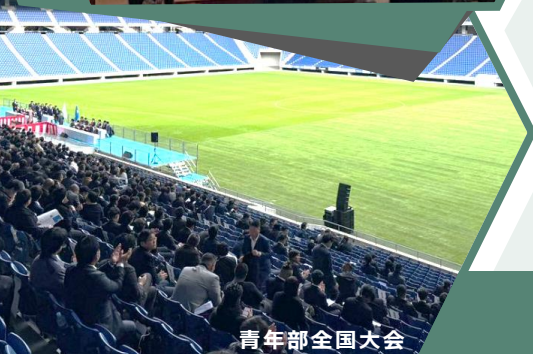
## 青年部全国大会

令和6年11月27日(水)～28日(木)、大阪府吹田市パナソニックスタジアム吹田にて、第24回商工会青年部全国大会が開催されました。主張発表や小藪千豊氏による基調講演は大盛況でした。

青年部・女性部では、全国大会の他にも近畿ブロック交流会や、府内や相楽区内での研修会など、様々な活動をしています。参加してみればご自身のプラスになる「何か」を得られるはず！青年部・女性部にご興味のある方は、商工会までお気軽にお声がけください。



女性部全国大会



青年部全国大会

# 事業報告

## SNS活用個別相談会

10月29日(火)、**中小企業診断士 岩橋亮氏**による**SNS活用個別相談会**を開催しました。

まずはじめに何をしたらいいの？からGoogleマップで集客を成功させる方法まで、個別相談だから参加者のレベルに合わせた相談ができ「**それなら今からできる!**」とその場で早速活用されている事業所様もおられました。

また中小企業診断士として活動中の講師ならではの、ビジネスモデル、強み、コンセプトを再構築した上でのマーケティング・販売促進の支援等もSNS活用と合わせてご指導いただき、とても好評でした。

今回参加できなかった事業所様で、SNS活用個別相談会の参加ご希望がございましたら、商工会までご相談ください。

HP版不掲載

HP版不掲載

HP版不掲載

## 青年部女性部研修事業

11月17日(日)、**日本己書道場師範 竹内由紀氏**  
<南山城村在住>を講師に招き、青年部女性部研修事業「**己書(おのれしょ)セミナー**」を開催しました。

書道とは違う書き方で戸惑いながらも、参加者のみなさまは時間を忘れるくらい熱心に取り組まれていました。

今後は各事業所様のPOPなどで活用いただける有意義なセミナーとなりました

ご興味ある方は「にじいろ風花道場」竹内由紀氏  
(→右記己書師範HP)  
へお問い合わせください。



HP版不掲載



# 事業報告

## 合同企業説明会

12月11日(水)、アスピアやましろにて相楽BSC\*主催の**合同企業説明会**を開催しました。木津川市・相楽地区内から19事業所の参加があり、65名の来場者でにぎわいました。

机を挟むだけの近い距離で、ホームページでは伝わらない事業所の雰囲気、細かい仕事内容の説明等を事業所は熱心にPR。一方、来場者は熱心に耳を傾け、また積極的に質問を行い、事業所や仕事に対する理解を深めていただきました。

HP版不掲載

## 創業フォローアップセミナー

12月1日(日)、木津川市商工会館にて創業セミナー卒業生交流会が開催されました。2021年～2023年度に相楽BSC\*にて**創業セミナーを受講された方を対象としたフォローアップセミナー**で、中小企業診断士 高松留美氏を講師に招き、創業セミナー受講後の進捗状況や事業計画書のブラッシュアップ、また創業後のトラブルを想定した案件をゲーム形式で解決策を討論しました。参加者同士でコミュニケーションを取り合う場面もあり、お互いに刺激のあるセミナーとなりました。

HP版不掲載

HP版不掲載

## SNSを活用した人材採用セミナー

12月13日(金)木津川市商工会館にて、相楽BSC\*主催 **中小企業のためのSNSを活用した人材採用セミナー**を開催しました。

最新の採用市場の情報や、SNSを活用したお金をかけない実践的な人材雇用活動の手法等を解説いただきました。

講師の**田熊聖樹氏**(株式会社つなぐ代表取締役)は精華町商工会の会員で青年部でも活躍されておられます。

セミナーに参加できなかったけれど、話を聞きたい!などご興味ある方、株式会社つなぐ様までご相談ください。(無料相談有り)

<https://tsunagu-hr.co.jp/>

HP版不掲載



\*相楽BSC:相楽地域ビジネスサポートセンターの略。  
木津川市・相楽地区内5商工会で構成



# 調理師のみなさまへ

厚生労働省・関西広域連合からのお知らせ

## 調理師業務従事者届を出しましょう！

令和6年12月31日現在の状況を

令和7年1月15日までに関西広域連合に届出

調理業務に従事されている調理師は、調理師法第5条の2により2年に1度、調理師業務従事者届の届出が義務付けられています。

届出は、定められた2年ごとの年の12月31日現在の業務従事状況を翌年1月15日までに就業地の都道府県知事(注)に届け出ることとされており、令和7年が届け出る年にあたります。

対象者等は関西広域連合ホームページよりご確認ください。

(注)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県内で就業されている方は、関西広域連合に届出を行ってください

### 届出方法

①②いずれかの方法

- ①専用WEBフォーム <http://www.kouiki-kansai.jp/cgi-bin/inquiry.php/22>
- ②郵送 ⇒ 下記「お問い合わせ先」



### お問い合わせ先

関西広域連合HP(対象者等詳細&届出様式)こちら→

〒530-0005大阪市北区中之島5-3-51大阪府立国際会議場11階

関西広域連合資格試験・免許課調理師業務従事者届担当(電話:06-4803-5669)

(電話対応日時)9時30分から17時まで(土曜日、日曜日、令和6年12月29日から令和7年1月3日を除く)



酒気を帯びて  
自転車を運転すること



自転車の飲酒運転を  
するおそれがある者に  
酒類を提供すること



禁止事項

自転車の飲酒運転を  
するおそれがある者に  
自転車を提供すること



自転車の運転者が酒気を  
帯びていることを知りなが  
ら、自転車で自分を送るよ  
う依頼して同乗すること



## 自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則について

道路交通法の改正により、令和6年11月より、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました



酒気帯び運転

3年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

自転車の飲酒運転を  
するおそれがある者に  
自転車を提供し、  
その者が自転車の酒気  
帯び運転をした場合

自転車の提供者に  
3年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

罰則内容

自転車の飲酒運転を  
するおそれがある者に  
酒類を提供し、そ  
の者が自転車の酒気  
帯び運転をした場合

酒類の提供者に2年  
以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

自転車の運転者が酒気を  
帯びていることを知り  
ながら、自転車で自分  
を送るよう依頼して同乗  
し、自転車の運転者が  
酒気帯び運転をした場合

同乗者に2年以下の懲役  
又は30万円以下の罰金

※アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為は「酒酔い運転」とされ、今般の改正道路交通法施行以前から罰則として5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。

# 国税庁よりお知らせ



## 令和7年1月から申告書等の控えに 收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、**申告書等控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、**申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いいたします。また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

対象となる「申告書等」とは国税庁・国税局・税務署に提出（送付）されるすべての文書です。申告書等をe-taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法等、詳細は国税庁ホームページよりご確認ください。<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>



### Qどんな影響があるの？

融資（マル経融資等）の添付書類として、受付日時等が記載された確定申告書・決算書等が必要です。



国・府・村・商工会等の補助金・助成金等の申請時、受付日時等が記載された確定申告書・決算書等の添付が条件となることがあります。

中小機構の共済（小規模企業共済・セーフティネット共済）申込または請求時にも添付が必要となる書類（申告書・開廃業届等）です。



### Qどうすればいいの？

#### e-Taxによる申告・申請手続

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

#### 商工会 税務申告相談会等にて、税理士による代理送信

税理士が代わりに電子申告した場合、税理士からの電子申告完了報告書で受付日時等が確認できます。※電子申告完了報告書には受信通知と同様に以下が記載されていること  
法人：提出先、事業者名、受付番号、受付日時、種目、事業年度、申告の種類、所得金額または欠損金額、差し引き確定法人税額  
個人事業主：提出先、氏名、受付番号、受付日時、年分、種目、所得金額、納める税

書面でも提出はできますが、確定申告等が添付書類として必要となったときは、税務署で「納税証明書」を発行、または税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認し、写しを交付請求する必要があります。（開示請求写しの交付は1か月程度かかります）



所得税・消費税の

# 決算申告相談会

税務署では、令和7年1月から申告書等控えに収受日付印の押なつを行わないため、当相談会で税理士による代理送信をご利用ください

下記日程表をご参照のうえ、事前に商工会まで予約をお願いいたします  
《商工会職員は決算申告業務に携わることができません》



Yukari Matsuoka

日時

2025年2月18日(火)・27日(木)  
3月5日(水)・10日(月)

9:30-17:00(受付16:00まで) \*下表のとおり

予約制

講師

松岡ゆかり 税理士

会場

南山城村商工会館 研修室

定員

各日先着7名様 ※要予約

\*一事業所様の相談時間は、最大50分までとなります。

相談  
無料

2月18日  
(火)

2月27日  
(木)

3月5日  
(水)

3月10日  
(月)

① 9:30-

① 9:30-

① 9:30-

① 9:30-

② 10:30-

② 10:30-

② 10:30-

② 10:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

④ 13:00-

④ 13:00-

④ 13:00-

④ 13:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

予約

南山城村商工会

☎ 0743-93-0100

【予約受付:1月6日~】

相談日に必要書類  
をお忘れなく!!

※裏面チェックリストを  
ご参照ください

南山城村商工会

☎0743-93-0100

<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



# 決算申告相談チェックリスト

予約日



月

日( )

/ 午前  
午後

時

分～

## 相談日の持ち物



※	USBメモリまたはCD-R	e-taxまたは代理送信したデータを保存しておく媒体をお持ちください。 <b>商工会ではデータの保存をいたしません。</b>	
1	昨年の確定申告等控え	令和5年確定申告控え/(青色)決算書/(白色)収支報告書 等	
2	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(写しによる確認の場合は、表面及び裏面の写しが必要)	
3	マイナンバーカードをお持ちでない方 《右記①+②をご準備ください》	①<番号確認書類> 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写し等のうちいずれか1つ ②<身元確認書類> 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート等のうちいずれか1つ	
4	扶養している者や事業専従者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの	
5	税金の還付を受ける申告をされる方	申告される方名義の預貯金口座番号がわかるもの	
6	給与収入がある方	申告する年分(令和6年)の給与所得の源泉徴収票	
7	公的年金等を受給されている方	申告する年分(令和6年)の公的年金等の源泉徴収票	
8	事業所得等その他収入がある方	収入金額及び必要経費が分かる書類等 ※ 事業所得、不動産所得等のある方は、青色申告決算書又は 収支内訳書を作成して(下書きが収入及び経費等をそれぞれ集めたメモでも可) お持ちください	
9	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書、医療費通知(原本)	
10	社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等(※1)	
11	小規模企業共済等掛金控除を受ける方	支払った掛金額の証明書(※1)	
12	生命保険料・地震保険料控除を受ける方	保険会社等が発行する支払額などの証明書(※1)	
13	寄附金控除を受ける方	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(※2)	
14	予定納税をされている方	予定納税額が記載された通知書等金額がわかるもの	
15	消費税申告をされる方	令和4年&令和5年の消費税申告書控え	
		はじめて消費税申告をされる方は、令和4年の所得税控え	
		中間納付がある方は通知書	
		税率ごとに区分された帳簿等※ ※簡易課税制度をご利用の場合、それぞれの税率ごとの売上が把握できるもの。 ※簡易課税制度をご利用の場合で2種以上の業種を営む場合はそれぞれの売上が把握できるもの。 ※本則課税制度をご利用の場合、標準および軽減税率の両方の取引がある方は、それぞれの税率ごとの売上・仕入・各経費額の把握できるもの。	
		インボイス登録された方は登録通知番号の用紙	

※1 給与所得者が既に年末調整で控除を受けている場合は不要です。

※2 ふるさと納税「ワンストップ」特例の適用を受けた方が確定申告を行う場合には、「ワンストップ」特例の適用を受けることができませんので、「寄附金受領証明書」が必要です。

\*\*\* (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方、住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別控除・住宅特定改修特別控除・住宅特定改修特別控除などを受ける方は事前に窓口設置のパフレットをご参照ください。

※ここでは確定申告の際にお持ちいただくもののうち、主なものを掲載しております。ご不明な点がありましたら事前に商工会までお問合せください。